

ある大学1年生が裁判員候補 者に選ばれてからの日々

花咲旭さんは旭川市内在住、18歳の大学1年生。授業とアルバイトで忙しい日々を送っている。

そんなある日、旭さんの自宅アパートに最高裁判所から1通の封筒が届き、封筒の中には「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」という書類が入っていた。



【封筒イメージ】

(調査票は、③、④ページにあります)

〒0000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

令和●年11月16日

〇〇 〇〇 様



00000477#
450

旭川地方裁判所

裁判員候補者名簿への記載のお知らせ

このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿（有効期間令和●年1月1日から同年12月31日まで）に記載されましたので、お知らせいたします。

現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。

今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。

お問い合わせは **裁判員候補者専用コールセンター** へ

開設期間 令和●年11月17日（水）～ 令和●年12月16日（木）

※ 令和●年12月17日（金）以降は、コールセンターにつながりませんのでご注意ください。

受付時間 午前8時30分～午後6時30分（日曜日・祝日は休業）

電 話 0120-****-****（無料）

※ 携帯電話・PHSからも無料で通話ができます。

※ 一部のIP電話からは、ご利用いただけません。

お手数ですが、****-****-****をご利用ください
（その際、通常の固定電話への通話料がかかります。）。

旭川地方裁判所 刑事訟廷事務室裁判員係

住所 〒070-8640
旭川市花咲町4丁目

電話 0166- [] - []
FAX 0166- [] - []

突然の知らせに旭さんは驚いた。

「えっ！裁判員？裁判員ってあの裁判員？確か刑事裁判に関わることだったと思うけど、20歳以上の人から選ばれるんじゃないかな？なぜ18歳の自分に届くの？」

疑問に思い、裁判所のウェブサイトなどで調べてみると裁判員候補者の対象者が18歳以上になっていることがわかった。

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度で、原則として、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。国民が刑事裁判に参加することにより裁判の内容に国民の視点、感覚が反映され、その結果、裁判が身近なものになり、司法に対する国民の理解と信頼が深まっていくことが期待されています。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する方であれば、原則として誰でもなることができます。令和5年からは、18歳以上であれば裁判員になることができることになりました。



そういえばそんな話をネットニュースで読んだ気がする。

「学生は、学業などを理由に辞退することもできるようだけどどうしようかな……。あ、最高裁判所のウェブサイトに裁判員を経験した人の声が掲載されているみたいだ。……。いい経験だったといっている人もいるな。当たるとは限らないし、とりあえず辞退はしないでおくか。質問に答えて送り返そう。」

翌年夏のある日

旭さんの自宅アパートに旭川地方裁判所から「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が届けられた。

「裁判員候補者に選ばれた！授業があるけど、ゼミの先生に聞いたら、うちの大学では、裁判所からのお知らせを持参して学部で手続を行えば、特別に配慮してくれるってことだし、ちょっと興味もあるから行ってみようかな。」

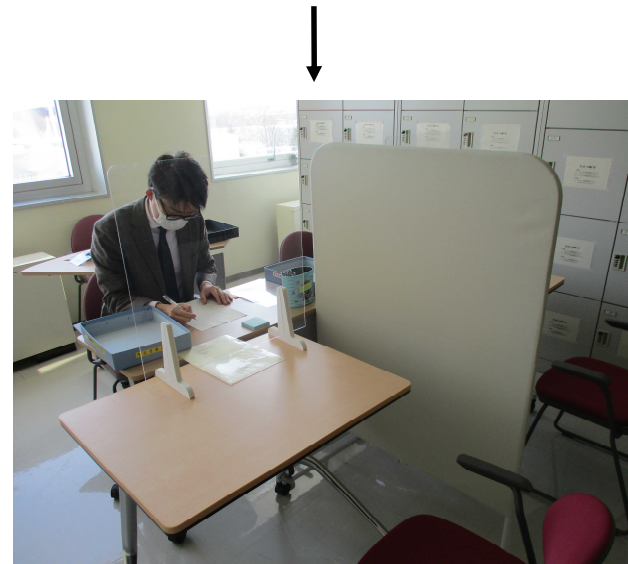
裁判員等選任手続期日当日（9時頃）

旭さんは旭川市花咲町4丁目にある裁判所に到着した。

正面玄関から中に入ってみよう。おや、何か案内が掲示してあるようだ。



会場までは案内板のとおり進めばいいようだ。



受付に到着した。

職員「おはようございます。こちらで受付をしております。「期日のお知らせ」をご提示ください。」

旭「はい。これですね。」

職員「こちらの入口からお入りになり、開始時間までに受付番号の席にご着席ください。」

さっそく中に入るか。



裁判員等選任手続会場

まだあまり人が来ていないな。空いているうちにトイレに行っておこう。



そろそろ席に着いて待っていようかな。

裁判員等選任手続の説明が始まった。(9時30分頃)

職員「皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、裁判所にお越しいただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、〇〇と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。…」

職員から裁判員制度や選任手続の流れ、裁判の日程等が説明された。

選任手続の流れは、公平な裁判ができない事情がないかどうかや、辞退を希望するかなどの質問が行われ、その後、別室で裁判官、検察官、弁護人の立会のもと、公正にパソコンシステムの抽選で選ばれるらしい。



職員「それでは、質問手続の説明を行います。質問手続には、全体質問と、個別質問があります。全体質問では裁判長が皆様に、公平な裁判ができない事情がないかなどをお尋ねしますので、裁判長からの質問に挙手でお知らせください。個別質問は全体質問で挙手された方などを対象に、個別にお話を伺います。…」

司会者による説明が終わり、裁判長、検察官、弁護人が会場に入ってきて全体質問が始まった。

裁判長「おはようございます。…」

全体質問に何人か手を挙げている。個別質問を行う人の番号がホワイトボードに記載された。個別質問は番号で順番に呼ばれ、隣の部屋で一人5分ずつ程度事情を聞かれるらしい。



あの部屋が質問手続室か。

職員「後ろに飲み物を用意させていただいておりますので、おひとりさま一本ずつご自由にお取りください。・・・それでは休憩とさせていただきます。」(9時50分頃)

自分は個別質問はないのでしばらく休憩だ。

職員「間もなく抽選結果を発表できる見込みとなりましたので、お席へお戻りください。」
(10時30分頃)

裁判長「裁判員に選ばれたのは、●番の方、●番の方、・・・●番の方です。

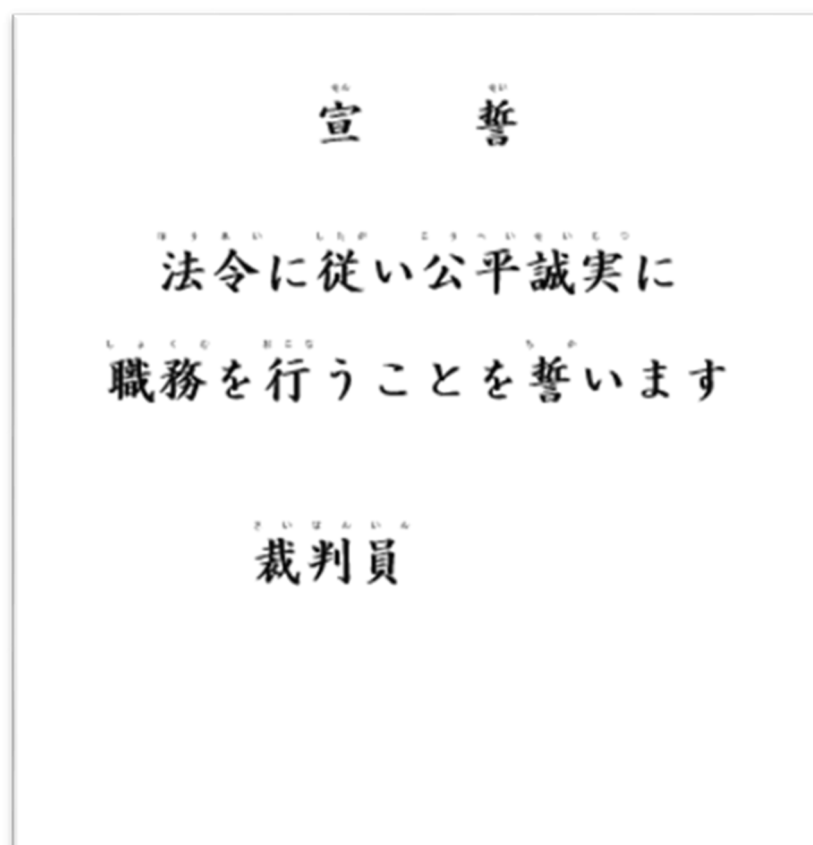
補充裁判員に選ばれた方は、●番の方、●番の方です。」

選ばれた！

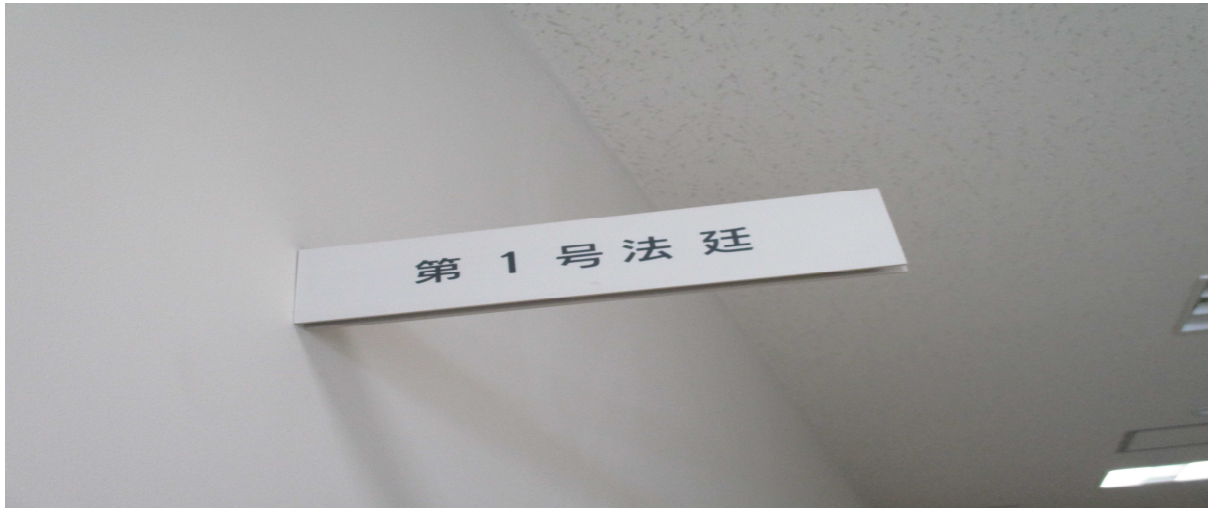
選ばれなかった人はここで終了、会社や学校などへの証明として、今日この時間に裁判所にいたことの証明が必要な人は証明書がもらえるらしい。

裁判長「それでは、これから選任された皆さんに宣誓をしていただきます。お手元の宣誓書を朗読してください。」

裁判員全員「宣誓、法令に従い公平誠実に職務を行うことを誓います。」



裁判長「皆さまお疲れさまでした。裁判は、来週の月曜日から行われます。選任手続はこれで終了となりますが、御都合がよろしければこれから裁判が行われる1号法廷をご案内します。」



ここが裁判員裁判が行われる1号法廷か。結構広いんだな！



ここが法壇か。ん？なんでこんなにカーブしているのだろう？きっと理由があるはずだな。ちょっと質問してみよう。

職員「これは、アーク式といわれるカーブで、裁判員の方々と裁判官がアイコンタクトをとりやすいようにこのような形になっています。」

なるほど。いろいろと考えられているんだな。



今度は傍聴席側に来たけれど、席は全部で48席あるのか。ただ、今は新型コロナウイルス対策で、席を一つ空けて座ることになっているらしい。

※令和4年5月1日時点での法廷の状況となります。



この法廷では傍聴席から見て右側が検察官の席で、左側が弁護人の席か。それぞれの席にもモニターがあるんだな。上の大きなモニターは、検察官や弁護人等が自身のパソコンに表示した内容（証拠写真など）を裁判員と裁判官に見やすく表示するために使用するらしい。

職員「それでは本日は解散いたします。期日当日はどうぞよろしくお願いいたします。」

そしていよいよ当日を迎えることとなった……

※刑事事件の流れ

検察官が被告人を起訴することによって始まります。起訴は、起訴状という書面を裁判所に提出することです。裁判所は、この起訴状に書かれた犯罪を被告人が犯したのかどうか（有罪かどうか）、犯罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするか（量刑）を判断します。

冒頭手続

争点を明らかにする

●検察官が起訴状を朗読

●被告人側の言い分を聞く



証拠調べ手続

証拠を取り調べる

●検察官が証拠に
⇒ よって証明しよう
とする事実関係を主張

●裁判所は法廷で証拠を見たり、聞いた
りする

弁論手続

検察官・弁護人の意見を聞く

●検察官・弁護人から、
⇒ それぞれ、証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、刑の重さなどについての意見を聞く



評議

判決宣告 ⇐

法廷で取り調べた証拠をもとに、被告人が起訴状に書かれた犯罪を犯したか議論する。

いよいよ裁判当日だ！緊張するけど、他の裁判員や裁判官と協力して頑張るぞ！

職員「おはようございます。これから評議室にご案内いたします。」



裁判長「皆さんおはようございます。今日からよろしくお願いします。これから今回の裁判における皆さんの具体的な役割などについて説明します……それでは法廷に向かいましょう。」

いよいよ始まるのか……ものすごく緊張してきたな。

裁判長「それでは審理を始めます。被告人は証言台の前に立ってください。」



最初に裁判長が被告人に対して名前、生年月日などを聞くんだな。

裁判長「それではこれから被告人●●●に対する殺人未遂被告事件について審理します。検察官は起訴状を朗読してください。」

審理は進み、被告人質問を行うことと なった……

裁判長「それでは被告人質問を行います。被告人は証言台の椅子に座ってください。」

裁判長が、裁判員から直接質問していいと言っていたので、勇気を出して質問してみよう。

裁判長「それでは4番の裁判員さん質問をどうぞ。」

「あなたが周りの人に取り押さえられた後、「お前を殺すぞ。」などと言っていないか。」

被告人「よく覚えていません……。」

「あなたが手に包丁を持っていたのは、被害者を殺そうと思ったからではないのですか。」

被告人「ちがいます。あくまで自分の身を守るためです。」

「質問は以上です。」



裁判長「これで審理を終わります。判決は●月●日の午後2時に言い渡します。」

翌日から評議することとなった。裁判官と裁判員が議論をしつくし、一つの結論を導き出した。



そして判決宣告日当日……

裁判長「それでは被告人に対する殺人未遂被告事件について、判決を言い渡します。」



裁判員としての日々が終わった……。選ばれた時は大学生の自分にできるか不安だったが、裁判官や他の裁判員の方々と協力して精一杯取り組むことができた。色々な人の意見に触れ自分の考えも深まって貴重な時間となり、本当にいい経験ができたな。さあ帰ろう！！



実際に裁判員を経験された方に感想を伺うと、97%の方が「非常によい又はよい経験と感じた」と回答されています（令和2年度アンケート結果）。通知が来た際には前向きにご検討ください！！

裁判員制度について詳しくお知りになりたい方は、最高裁判所のウェブサイトをご覧ください。

<https://ww.saibanin.courts.go.jp>

